

アイスタート鹿角本部会費規程

アイスタート鹿角本部会則第6条の規定に基づく会費について、次のように取り扱う。

- 一、正会費とは、正会員の納入する会費で、年額1,000円とする。
 - 2 正会員は、アイスタート鹿角本部会則（以下「本部会則」という。）に規定する全ての条項が適用される。
- 二、準会費とは、準会員の納入する会費で、年額100円とする。
 - 2 準会員は、本部会則のうち、第3章及び第4章の規定以外の規定が適用される。

この規程は、平成26年8月12日から適用する。